吸収合併に係る事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項）

2024 年 8 月 27 日

株式会社じげん

2024 年 8 月 27 日

吸収合併に係る事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項）

東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 8 号
株式会社じげん
代表取締役　平尾　丈

当社（以下「甲」といいます。）は、株式会社ヒカカク（以下「乙」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続株式会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本合併に際しては、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。甲は、本合併の効力発生日において、乙の発行済株式の全てを所有していることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他

の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生後における甲の資産の額は、負債の額を上回ることが十分に見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙 1（吸収合併契約）

（次頁以降に添付のとおり）

吸収合併契約書

株式会社じげん（以下「**甲**」という。）及び株式会社ヒカカク（以下「**乙**」という。）は、2024 年 8 月 26 日（以下「**本締結日**」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「**本吸収合併**」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）株式会社じげん
（住所）東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 8 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）株式会社ヒカカク
（住所）東京都渋谷区代々木 1-11-2 フロンティア代々木 3F-B

第 3 条（本吸収合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2024 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収合併を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株

01kcrpkg4s49t1k933dbz5ecn4xx0g1g

主総会決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

第 7 条（善管注意義務）

乙は、本締結日から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、事業の執行及び財産の管理・運営を行い、その事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画又はこれらの見通しに悪影響を及ぼすおそれのある行為を行わない。

第 8 条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合（株式会社ジラフと甲の間で締結された 2024 年 8 月 26 日付株式譲渡契約が解除された場合を含む。）、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本吸収合併の効力）

1. 本吸収合併の効力は、株式会社ジラフと甲の間で締結された 2024 年 8 月 26 日付株式譲渡契約に基づく株式譲渡の効力が生ずることを条件として生じる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書の正本を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印又は署名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 8 月 26 日

甲：　東京都港区虎ノ門三丁目 4 番 8 号
株式会社じげん
代表取締役社長執行役員 CEO　　平尾大

乙：　東京都渋谷区代々木 1-11-2 フロンティア代々木 3F-B
株式会社ヒカカク
代表取締役　　麻生　輝明

別紙２（吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容）

(単位: 円)

勘定科目	株式会社ヒカカク
現金及び預金	35,689,226
売掛金-ヒカカク	0
貯蔵品	497,300
前払費用	2,712,870
流動資産 計	38,899,396
資産 計	**38,899,396**
前受金-ヒカカク	6,865,980
未払金	0
未払費用-給与	2,683,702
UPSIDERカード	0
未払費用-社会保険料	0
預り金-源泉税-給与	4,467
預り金-住民税	152,400
預り金-社会保険料	0
流動負債 計	9,706,549
負債 計	**9,706,549**
簿価純資産	**29,192,847**